

アイランドジー・アイ小田グループホーム 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社アイランドジー・アイが開設する「アイランドジー・アイ小田グループホーム」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従業員等(以下「従事者」という)が認知症状を有する要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

一、事業所及び事業所の従事者は、認知症(介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ)によって自立した生活が困難になった要介護状態及び要支援状態の利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ)に対して、家庭的な環境と住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練等の必要な援助を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持及び向上を目指します。

二、事業所及び事業所の従事者は、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

三、事業所及び事業所の従事者は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。

四、事業所は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供について理解しやすいように説明を行います。

五、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

六、事業の運営には、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

七、前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

第3条 （事業所の名称）

- 一、 名 称 アイランドジー・アイ小田グループホーム
- 二、 所在地 岐阜県瑞浪市北小田町二丁目285

第4条 （職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

一、 管理者 1名

管理者は、本事業所の介護従事者、その他の従業員の管理、相談および業務の管理を一元的に行います。提供される事業が法令等で定められる基準や、自ら定める運営規定を遵守すべき事項について指揮、命令を行います。

二、 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関との連絡及び調整を行います。また、自ら事業の提供にあたります。

三、 介護職員 常勤換算：7名

介護職員は、介護サービス計画に基づき、サービスの提供にあたります。員数は利用者数対職員数が昼間帯（6:00～21:00）にて常勤換算で3：1の比率で配置します。その為、昼間帯は常勤換算で3名 夜勤帯（21:00～6:00）は常時1名を配置します。

四、 事務職員 1名

介護保険請求事務・金銭管理等必要な事務を行います。

五、 協力医 非常勤

協力医は、主治医と連携の上利用者の病状把握に努め、他職員に対し必要な対応の指導をします。

第5条（営業日及び営業時間）

- 一、営業日：年中無休
- 二、営業時間：24時間

第6条（利用定員）

事業所の利用定員 1ユニット9名 とします。

第7条（事業内容）

一、事業の内容

1. 日常生活上の必要な援助。
入浴・排泄・食事・着替え等の介助。日々のレクリエーションの企画。
2. 日常的な健康管理や医療機関への連絡調整。
健康チェック・機能訓練・服薬の管理・通院介助等。
3. 年間行事の企画。地域・外部団体との交流が保てる事業への参加。
4. 本人及びご家族の相談、援助。

二、介護計画の作成

1. 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護計画を個別に作成します。
2. 介護計画の作成に際しては、地域における活動（外出、買物、行事等）への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めます。
3. 介護計画の作成・変更に際しては、利用者又はその家族に対して当該計画の内容を面談の上説明し、同意を得ます。
4. 事業所の従事者は、利用者に対して介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行います。

三、その他の記録

事業所の従業者は、以下の記録を行います。

1. 利用者の各種行事への参加・利用状況に対する記録を作成します。
2. 職員同士が利用者の状況を共有・把握するための各種記録作成をします。
3. 利用者やその家族からの苦情を記録します。

四、他事業所との連携並びに多様な活動の確保

事業所は、利用者に対し、地域内にある各種の社会福祉資源、多様な活動の確保に努めます。

五、勤務体制の確保

1. 事業所は、指定地域密着型サービス基準第90条に規定する人員基準の確保のもとで事業を提供します。
2. 特に、深夜の夜勤体制では、管理責任者等との連絡が確保された状態での事業の提供に努めます。

六、事業の利用料その他費用の額

1. 事業の利用料

- ① 介護報酬部分の利用料の額は、厚生労働大臣が定めるところの別紙料金表に示すとおり
の介護報酬告知上の額とします。
- ② 法定代理受領サービス（正規のご利用）である場合、利用者の負担する額は1割です。
- ③ 法定代理受領サービスに該当しない場合は、利用料全額を受領すると共に、サービス提供
証明書を利用者に対し交付します。
- ④ その他必要な費用に関しては、以下の通りとします。月額：30日の場合

介護報酬外の費用	居住費	日額：1,900円	月額：57,000円
	食費	日額：1,210円	月額：36,300円
	水道光熱費	日額：540円	月額：16,200円
	管理金	日額：500円	月額：15,000円
利用ごとに 生じる実費料金	特別な通院介助	時間単位	30分：1,000円
	オムツ代・個人の趣味嗜好品・事業所常備薬使用時など		
立替金として 生じる料金	医療費・理容料金・特別なクリーニング代・ 外出レクリエーションの交通費や入場料等		
入居保証金	預かり金にて退去時に返却致します。		入居前：300,000円

- ⑤ 前各項の利用等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）
について記載した領収書を交付します。
 - ⑥ 費用を徴収する際は、予め利用者またはその家族に対して重要事項説明書記載内容を用
いて説明した上で、署名捺印を受けることとします。
 - ⑦ 費用を変更する場合は、2カ月前までに利用者又はその家族に対し文書で説明した上で、
支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとします。
- ### 2. 入院期間中における居住費や食材料費の取り扱いについて
- ① 契約期間中の居住費・管理金・水道光熱費は、入院中であっても居住する場所の確保
及び9名による設備維持の応分負担に関わるものとし、費用が発生します。
 - ② ご契約期間中の食材料費については、不在期間は請求しません。

第8条（入居・退居に当たっての留意事項）

一、事業の対象者は、要支援2及び要介護者であって医師の診断により認知症の状態にあることが確認でき次の各号を満たすものとします。

1. 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
2. 自傷他害のおそれがないこと。
3. 長期的な入院治療の必要のない方。

二、利用申込者及び退居者に対しては、事業所の「利用審査基準」を設け、管理者が必要と認める時は「利用審査判定委員会」の公平且つ厳正な審査を必要とするものとします。

三、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の持続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

第9条（契約解除）

一、次の項の場合、利用者との契約は解除となります。

1. 利用者及び家族から契約解除の意思表示がされ、これが正当と認められた場合。
2. 利用料金の滞納が2カ月以上となり、督促にも応じなかった場合。
3. 利用者が死亡した場合。

二、次の項の場合は、利用審査判定会にて審査し、今後の利用継続に対し協議させていただきます。

1. 入居後、利用者の状態が変化し、第8条第一項に該当しなくなった場合。
2. 1か月を超える長期的な入院治療が必要と判断された場合。

第10条（利用審査判定委員会）

一、利用申込及び契約解除においては、事業所が別に定めた「利用審査基準」に則り、慎重に判断されます。管理責任者及び計画作成担当者は、必要と判断される場合には「利用審査判定委員会」を開催し、書類及び面談による審査を実施します。

二、利用審査委員会は、管理責任者、計画作成担当者、主任以上の管理職をもって構成されます。

三、利用の可否判断に際しては、利用審査判定委員会の総意とします。

四、利用審査には、正当な理由なく入居を拒否、契約の解除が無いよう、審査は厳正に行います。

五、利用不可の場合、家族から理由を求められれば、利用審査判定委員会はその理由を説明します。

第11条（緊急時における対応方法）

一、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変・事故・ケガ、その他緊急事態が生じた時は、速やかに119番、主治医、協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

二、病状の急変・事故・ケガ、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族へ連絡するとともに、必要時には瑞浪市をはじめ必要な機関への報告をします。

三、利用者における病状の急変・事故・ケガが発生した場合は、その状況及び従業者のとした対応について記録し、その原因を究明し、再発防止の対策を講じます。

第12条（非常災害対策）

一、従業者は、事業の提供中に天災その他の災害発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

二、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

三、防火管理者は、非常災害に備えて、消防計画及び防災計画を作成し、年2回定期的に避難、通報、消火等その他必要な訓練を行います。

第13条（苦情処理）

一、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講じます。

二、利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、当該苦情の内容等を記録し、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。

三、事業所は、提供した事業に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により、瑞浪市に文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は市職員からの質問、照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

三、全各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議を行います。また、経過観察記録を整備します。

第18条（損害賠償）事業者の義務違反

一、損害賠償責任

事業提供者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者になされた損害について賠償する責任を負います。第15条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。事業提供者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

二、損害賠償がなされない場合

1. 事業提供者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
2. 利用者及び家族が、契約締結時及びサービスの実施時に必要な事項及びその心身の状況、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の容態急変等、事業提供者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 集団介護中及び個室での事故においては、事業提供者側が認知症である利用者の病態を理解した上で十分な努力を行ったとしても未然に防ぐことが困難と判断される場合。

三、事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業提供者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第19条（運営推進会議）

一、事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置します。

二、事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定めます。

三、運営推進会議は、原則として2カ月に1回程度開催します。

第20条（第三者評価）

事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

第21条（その他運営に関する留意事項）

一、協力医療機関

事業所は、利用者の病状の急変等に備える為、各利用者の主治医とは別に、協力医療機関を確保します。開設当初の協力医療機関を「土岐内科クリニック」「藤本歯科医院」とします。

二、協力施設

事業者は、災害等不測の事態に備える為、利用者の緊急受入先となる協力施設を確保します。開設当初の協力施設を「アイランドジー・アイ小田ショートステイ」とします。

三、従業者研修

事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証整備します。

1. 採用時研修 採用後3か月以内
2. 継続研修 年12回（各月実施）

四、書類等記録の保管

事業所は、事業に関する記録を整備し、記録を整備した日から5年間保存するものとし、

第22条（虐待防止に関する事項）

一、事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のための必要な措置

二、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 1

この規程は、平成 23 年 3 月 22 日から施行します。

附則 2 平成 24 年 4 月 1 日より

第 7 条 六, 利用ごとに生じる実費料金 特別な通院介助
別紙利用料金表

附則 3 平成 25 年 5 月 23 日より

第 2 1 条 四, 書類等記録の保管

附則 4 平成 26 年 4 月 1 日より施行します

第 7 条 六, その他必要な費用

①利用料の額 別紙利用料金表

④その他 (食材料費 水道光熱費 管理金 特別な通院介助) を改定

附則 5 平成 27 年 4 月 1 日より施行します

第 7 条 六, その他必要な費用

①利用料の額 別紙利用料金表

附則 6 平成 29 年 4 月 1 日より施行します

①別紙利用料金表 介護職員処遇改善加算

附則 7 平成 29 年 8 月 1 日より施行します

第 7 条 六, 利用ごとに生じる実費料金 特別な通院介助

①別紙利用料金表 ご利用ごとに生じる実費料金

附則 8 令和元年 11 月 1 日より施行します

第 7 条 六, 利用ごとに生じる実費料金 食費、水道光熱費、管理金

付則 9 令和 3 年 4 月 1 日より施行します。

第 22 条 虐待防止に関する事項